阪神神戸区	（略） 第２区の摩耶ふ頭西側の係留施設に向かって航行する。 第２区の摩耶ふ頭南側の係留施設、摩耶ふ頭東側の係留施設又はドルフィンバース６番から８番に向かって航行する。 （略）	（略） ＭＷ Ｍ （略）
水島	（略） 玉島人工島南側海域（ＦからＳ錨地）に向かって航行する。	（略） ＦＴ
（略）	（略）	（略）
関門若松区	第１区の東京製鉄専用桟橋、五島商店岸壁、北九州市環境局江川中継所桟橋、堀川公共岸壁又はＵＢＥ三菱セメント桟橋に向かって航行する。 第１区の三菱ケミカル硫酸１号桟橋から三菱ケミカル合成４号桟橋に至る間の係留施設に向かって航行する。 第１区の二島岸壁又は三菱ケミカル化工品１号桟橋から三菱ケミカル有機１号桟橋に至る間の係留施設に向かって航行する。 （略） 第４区安瀬南第１泊地内の係留施設、第５区の響灘南岸壁、ひびきコールセンター第１岸壁、戸畑共同火力重油桟橋又は第５区内の錨地に向かって航行する。 （略）	ＹＯ ＹＲ ＹＫ （略） ＹＨ （略）
（略）	（略）	（略）

阪神神戸区	（略） 第２区の摩耶ふ頭西側の係留施設又はドルフィンバース１番に向かって航行する。 第２区の摩耶ふ頭南側の係留施設、摩耶ふ頭東側の係留施設又はドルフィンバース２番から８番に向かって航行する。 （略）	（略） ＭＷ Ｍ （略）
水島	（略） 玉島人工島南側海域（ＦからＰ錨地）に向かって航行する。	（略） ＦＴ
（略）	（略）	（略）
関門若松区	第１区の東京製鉄専用桟橋、五島商店岸壁、北九州市環境局江川中継所桟橋、堀川公共岸壁又は三菱マテリアル桟橋に向かって航行する。 第１区の三菱ケミカル無機１号埠頭から三菱ケミカル合成４号桟橋に至る間の係留施設に向かって航行する。 第１区の二島岸壁又は三菱ケミカル化工品１号桟橋から三菱ケミカル硝酸１号桟橋に至る間の係留施設に向かって航行する。 （略） 第４区安瀬南第１泊地内の係留施設、第５区の響灘ドルフィン、響灘南岸壁、ひびきコールセンター第１岸壁、戸畑共同火力重油桟橋又は第５区内の錨地に向かって航行する。 （略）	ＹＯ ＹＲ ＹＫ （略） ＹＨ （略）
（略）	（略）	（略）

（港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号の一部改正）

第二条　港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号（平成七年海上保安庁告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
１　港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号は別表のとおりとする。	１　港則法施行規則第十一条の港を航行するときの進路を表示する信号は別表のとおりとする。
２　（略）	２　（略）
別表	別表
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
１～６　（略）	１～６　（略）